

平成23年度 第2回 富合町合併特例区協議会



と き 平成23年5月11日(水)
午前10時～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

コミュニティ部会長の選出等について

富合町合併特例区協議会部会設置規程

平成20年11月5日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、富合町合併特例区協議会の組織に関する規則第3条第2項の規定に基づき、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 協議会が置く部会（以下「部会」という。）の名称及び所管事項は、次の表に掲げるとおりとする。

部会の名称	所管事項
コミュニティ部会	住民自治組織の形成に関する調査研究
広報部会	広報に関すること
地域振興部会	地域資源の活用に関する調査研究

(委員)

第3条 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、少なくとも一の部会に所属するものとする。

(組織)

第4条 構成員をもって組織される部会に、部会長、副部会長及び部会員を置く。

2 部会長及び副部会長は、各部会に所属する構成員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が必要に応じ開催する。

2 会議は、各部会に所属する構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

(報告)

第6条 部会長は、部会において審議した経過及び結果について、次の協議会の会議において、協議会の会長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は平成20年11月5日から施行する。

報告第 1 号

平成 2 2 年度富合町合併特例区定期監査の結果について

平成 22 年 度

監 査 報 告 書

富合町合併特例区定期監査
(財務・工事)

熊本市監査委員

熊 監 発 第 78 号
平成 23 年 4 月 27 日

熊本市監査委員 西 泰 史

熊本市監査委員 牛 嶋 弘

熊本市監査委員 安 藤 經 孝

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 22 年度 富合町 合併特例区 定期監査の結果について

市町村の合併の特例に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度の監査を実施しましたので同条第 2 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

【定期監査（財務）】

1	監査の対象	3
2	監査の期間	3
3	監査の方法	3
4	監査の結果	
	総務班	3
	保健福祉班	4
	まちづくり班	4
	産業振興班	4
	新幹線推進班	4
	資料 (1) 富合町合併特例区の組織	5
	(2) 歳入予算の執行状況表	6
	(3) 歳出予算の執行状況表	6

【定期監査（工事）】

1	監査の対象	9
2	監査の期間	9
3	監査の方法	9
4	監査の結果	9
	別掲 工事監査実施一覧表	10

(注 意 事 項)

各表中の比率は、原則として小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示した。したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。

また、表中の符号は次のとおりである。

- 「 0.0 」 該当数値はあるが、単位未満のもの。
- 「 - 」 該当数値がないか、またはあっても比率が1,000%以上若しくは、指数が1,000以上のもの。
- 「 △ 」 マイナスのもの。

(関 係 条 文)

市町村の合併の特例に関する法律

(平成16年5月26日)

(合併特例区の監査)

第51条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

定期監査（財務）

1 監査の対象

富合町合併特例区事務局

(総務班、保健福祉班、まちづ

振興班、新幹線推進班)

2 監査の期間

平成23年2月21日(月)から同年2月24日(木)まで

3 監査の方法

今回の監査は、合併特例区の事務の管理が適正かつ効率的に執行されているかどうか、及び合併特例区の職務に関する事務が合理的かつ能率的に執行されているかどうかを主眼として、平成22年9月末日現在における資料の提出を求め、合併特例区の規則等に照らし、予算の執行状況、契約事務、収入事務等について書類審査した。

また、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

○総務班

おおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項] マイクロバスの維持管理について

熊本市から無償貸付されているマイクロバスの使用については、使用要綱において、運転手はバス運行日誌を記載し、運行翌日総務班長に提出するものとされているが、要綱で定められた様式と違うものが使用され、運行翌日の提出も徹底されていない。そのため、使用許可はなされているものの日誌の記録が無く、運行の有無が不明な事例が見られた。

マイクロバス使用貸借契約書及びマイクロバス使用要綱に則り適正に処理されたい。

○保健福祉班

おおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項] 歯科検診・相談にかかる協力依頼について

健康の里フェスティバルでの歯科検診・相談にかかる歯科医師及び歯科衛生士への協力依頼について、伺いでは午前10時から11時30分までとして決裁されていた。しかしながら、協力依頼文には従事時間の記載は無く、実際には午前9時から午後5時まで従事したとの班員の確認印はみられたものの、当初1時間半の予定が8時間に変更になった理由、いきさつ等の記録はなく、決裁権者の承認を得たのかも確認できなかった。

協力依頼文には従事時間を記載するとともに、事務処理の改善を図られたい。

○まちづくり班

適正に執行されているものと認められた。

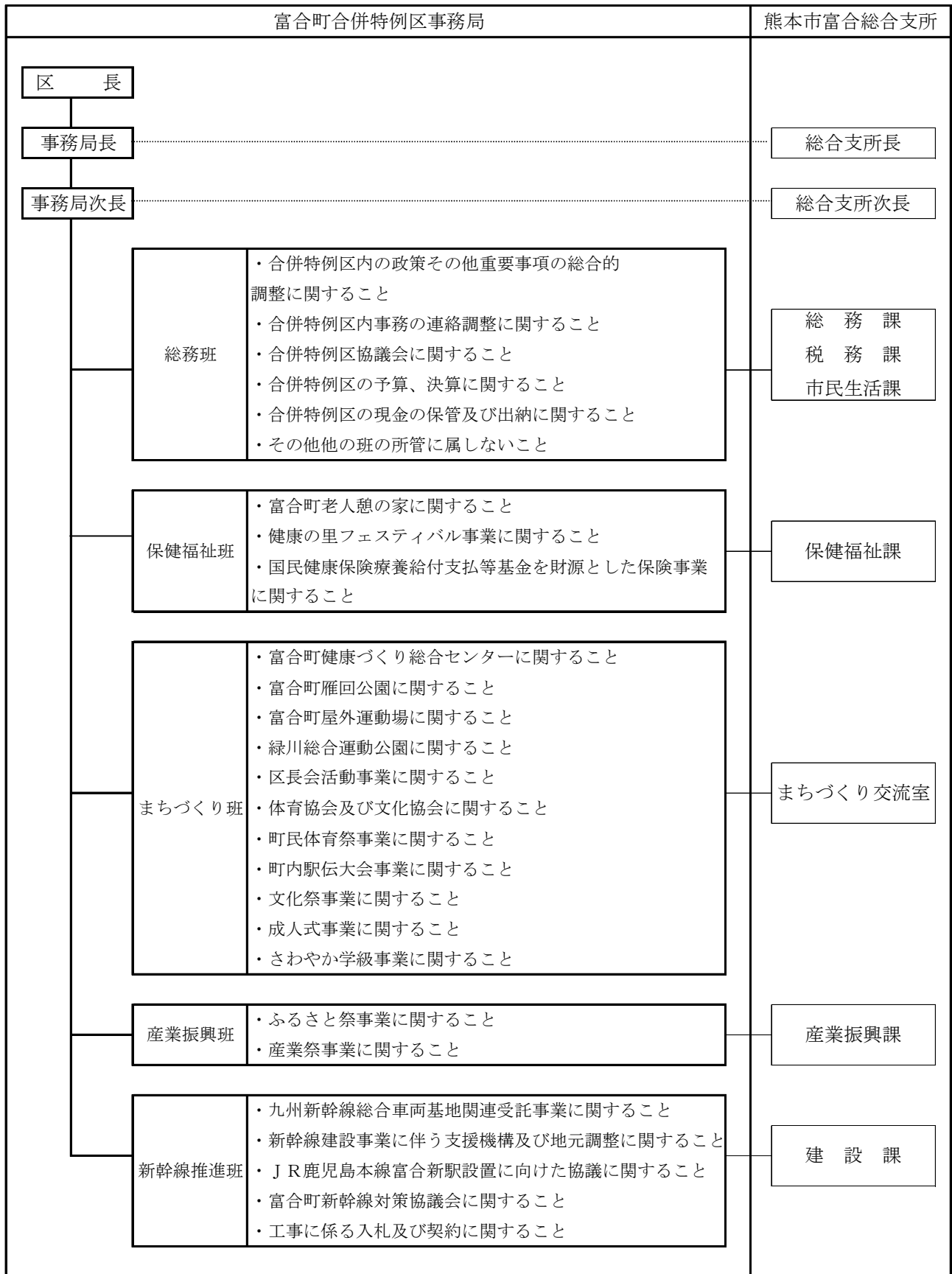
○産業振興班

適正に執行されているものと認められた。

○新幹線推進班

適正に執行されているものと認められた。

資料（１） 富合町合併特例区の組織



※富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程から

資料(2) 歳入予算の執行状況表

平成22年9月30日現在(単位:円、%)

会計別	款	予算現額 A	調定額		収入済額			収入未済額
			金額 B	B/A	金額 C	C/A	C/B	
01 一般会計	1 合併特例区交付金	166,455,000	166,455,000	100.0	166,455,000	100.0	100.0	0
	2 使用料及び手数料	2,030,000	2,541,200	125.2	2,082,920	102.6	82.0	458,280
	3 財産収入	79,000	82,859	104.9	70,000	88.6	84.5	12,859
	4 繰越金	0	25,652,594	—	25,652,594	—	100.0	0
	5 諸収入	301,000	349,219	116.0	284,597	94.6	81.5	64,622
	合計	168,865,000	195,080,872	115.5	194,545,111	115.2	99.7	535,761

資料(3) 歳出予算の執行状況表

平成22年9月30日現在(単位:円、%)

会計別	項	予算現額 A	支出済額		執行未済額	
			金額 B	B/A	金額 A-B	A-B
01 一般会計	1 総務費	125,939,000	15,273,545	12.1	110,665,455	
	2 民生費	10,592,000	3,000,000	28.3	7,592,000	
	3 衛生費	6,865,000	0	0.0	6,865,000	
	4 農林水産業費	300,000	0	0.0	300,000	
	5 商工費	2,496,000	2,496,000	100.0	0	
	6 土木費	2,703,000	686,126	25.4	2,016,874	
	7 教育費	19,970,000	7,967,324	39.9	12,002,676	
	合計	168,865,000	29,422,995	17.4	139,442,005	

定期監査（工事）

1 監査の対象

(1) 監査対象班

富合町合併特例区事務局
(まちづくり班、建設班)

(2) 監査対象工事及び委託

今回監査の対象としたものは、平成21年10月1日から平成22年9月30日までに契約された工事及び工事に類する業務委託17件である。このうち別掲「工事監査実施一覧表」の6件の工事及び委託について監査を実施した。

2 監査の期間

平成23年2月21日(月)から同年2月23日(水)まで

3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事計画、設計図書の内容、積算基準とその運用、施工監理、契約方法及び決裁手続が適正に行われているかについて書類審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

別掲

工事監査実施一覧表

No.	班 名	工 事 (委 託) 名	請負金額 (単位：円)
1	新幹線推進班	志々水迂回路撤去工事	2,818,027
2	新幹線推進班	富合新駅駅前広場道路詳細設計 業務委託	1,260,000
3	新幹線推進班	志々水9号線歩道改良工事	10,132,774
4	産業振興班	新地区2-7号排水路整備工事 (I工区)	8,270,714
5	産業振興班	2-8号排水路工事	9,448,694
6	産業振興班	清藤地区排水管改良緊急工事	472,500
	計	6件	32,402,709

日 曜	時間	区長	行事(業務)	場 所	日 曜	時間	区長	行事(業務)	場 所
# 水	9:00 10:00 13:30	○	特設人権相談 合併特例区協議会定例会 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室	# 金				
# 木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横	# 土				
# 金	13:30	○	富合町戦没者追悼式	アスパルホール	# 日		○	富合小学校体育大会	富合小学校
# 土					# 月				
# 日					# 火				
# 月					1 水				
# 火					2 木				
# 水					3 金				
# 木					4 土				
# 金					5 日			町内一斉清掃(環境美化活動)	
# 土					6 月				
# 日	8:30	○	富合中学校体育大会	富合中学校	7 火				
# 月					8 水	9:00 10:00 13:30	○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会(予定) 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室
# 火	13:30	○	定例農業委員会	1階第1会議室	9 木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横
# 水	午前中		合併特例区例月出納検査	第3会議室	# 金				
# 木	8:30 ~20:00		資源ごみ拠点回収日 嘱託員便発送日	総合支所横	備				
					考				